



秋田県公報

目 次

告 示

- 包括外部監査契約の締結(一七五・総務課)……………1
- 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の変更(一七六・市町村課)……………1
- 地籍調査に関する事業計画(一七七・農山村振興課)……………1
- 公共測量終了の通知(一七八・建設管理課)……………2

公 告

- 県営土地改良事業工事の完了(鹿角地域振興局農林部)……………2
- 土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)……………2
- 土地改良区の役員の届出(由利地域振興局農林部)……………2
- 土地改良区の役員の就任の届出(仙北地域振興局農林部)……………2
- 人事委員会規則(管理職手当)の一部を改正する規則……………2
- 少年指導委員の委嘱(三七・少年課)……………2

告 示

秋田県告示第七十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり平成二十一年度の包括外部監査契約を締結したので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年四月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 包括外部監査契約の期間の始期 平成二十一年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 基本費用並びに執務費用及び実費とする
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

- 青山伸一 東京都三鷹市上連雀一丁目二十五番二十一―五百五
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 契約の定めるところによる

秋田県告示第七十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の三第一項の規定により、秋田県後期高齢者医療広域連合から申請のあった秋田県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、平成二十一年三月三十一日付けで許可したので、同条第五項の規定に基づき、公表する。

平成二十一年四月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第七十七号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六の三第二項の規定により、次のとおり平成二十一年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年四月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一(一) 調査を行う者の名称 秋田市
- (二) 調査地域 秋田市雄和平尾鳥字森ノ前ほか四字
- (三) 調査期間 平成二十一年四月十日から平成二十二年三月三十一日まで
- 二(一) 調査を行う者の名称 能代市
- (二) 調査地域 能代市二ツ井町字道上中坪ほか五字
- (三) 調査期間 平成二十一年四月十日から平成二十二年三月三十一日まで
- 三(一) 調査を行う者の名称 横手市
- (二) 調査地域 横手市金沢中野、金沢、金沢本町、増田町亀田、平鹿町浅舞、平鹿町中吉田、雄物川町今宿、雄物川町沼館、十文字町、十文字町腕越、山内筏、山内南郷字毛抜平ほか四十二字
- (三) 調査期間 平成二十一年四月十日から平成二十二年三月三十一日まで
- 四(一) 調査を行う者の名称

- (二) 調査地域 男鹿市船川港大字台島、女川
- (三) 調査期間 平成二十一年四月十日から平成二十二年三月三十一日まで
- 五(一) 調査を行う者の名称 湯沢市
- (二) 調査地域 湯沢市秋ノ宮、皆瀬、三梨町、駒形町字三又林越ほか六十八字
- (三) 調査期間 平成二十一年四月十日から平成二十二年三月三十一日まで
- 六(一) 調査を行う者の名称 鹿角市
- (二) 調査地域 鹿角市十和田毛馬内、十和田山根、十和田大湯、十和田末広字谷地中ほか五十三字
- (三) 調査期間 平成二十一年四月十日から平成二十二年三月三十一日まで
- 七(一) 調査を行う者の名称 由利本荘市
- (二) 調査地域 由利本荘市大築、鳥田目、矢島町木在、矢島町立石、東由利田代、東由利黒淵、東由利館合字離森ほか四十九字
- (三) 調査期間 平成二十一年四月十日から平成二十二年三月三十一日まで
- 八(一) 調査を行う者の名称 大仙市
- (二) 調査地域 大仙市刈和野、協和船岡、太田町永代、太田町川口字毘沙門ほか十四字
- (三) 調査期間 平成二十一年四月十日から平成二十二年三月三十一日まで
- 九(一) 調査を行う者の名称 にかほ市
- (二) 調査地域 にかほ市前川、大竹字浦田ほか七十八字
- (三) 調査機関 平成二十一年四月十日から平成二十二年三月三十一日まで
- 十(一) 調査を行う者の名称 仙北市

(一) 調査地域

仙北市角館町山谷川崎、角館町西長野字野田ほか二字

(二) 調査期間

平成二十一年四月十日から平成二十二年三月三十一日まで

(一) 調査を行う者の名称

藤里町

(二) 調査地域

藤里町粕毛字上室岱ほか七字

(三) 調査期間

平成二十一年四月十日から平成二十二年三月三十一日まで

(一) 調査を行う者の名称

八峰町

(二) 調査地域

八峰町八森、峰浜沼田、峰浜田中字向田面ほか九字

(三) 調査期間

平成二十一年四月十日から平成二十二年三月三十一日まで

(一) 調査を行う者の名称

美郷町

(二) 調査地域

美郷町金沢西根字北本田ほか十四字

(三) 調査期間

平成二十一年四月十日から平成二十二年三月三十一日まで

(一) 調査を行う者の名称

羽後町

(二) 調査地域

羽後町杉宮、貝沢字門向ほか十一字

(三) 調査期間

平成二十一年四月十日から平成二十二年三月三十一日まで

秋田県告示第百七十八号

平成二十年秋田県告示第三百九十号の公共測量について、平成二十一年三月二十七日終了した巨三種町長から通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十一年四月十日

秋田県知事 寺田 典城

公 告

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年四月十日

秋田県知事 寺田 典城

一 県営土地改良事業(寺鉢川地区経営体育成基盤整備事業)完了年月日 平成二十一年三月二十五日

二 県営土地改良事業(八幡平水沢地区ため池等整備事業)完了年月日 平成二十一年三月三十日

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、八郎潟土地改良区から申請があった定款変更について、平成二十一年四月三日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年四月十日

秋田県知事 寺田 典城

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、由利本荘市滝沢堰土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年四月十日

秋田県知事 寺田 典城

就任監事の住所及び氏名
由利本荘市新上条字新上条六十番地 佐藤 俊幸

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、秋田県仙北平野土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年四月十日

秋田県知事 寺田 典城

就任理事の住所及び氏名
大仙市板見内字北畑七十七番地 高橋 一志

人事委員会規則七―三(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

人事委員会規則

人事委員会規則七―三(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

人事委員会規則七―三(管理職手当)の一部を改正する規則

規則七―三(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表第一教育委員会教育庁本庁の項中「課長」を「課長 給与・旅費」に改める。

センター長」

に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の規則七―三(管理職手当)の規定は、平成二十一年四月一日から適用する。

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第37号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律122号)第38条第1項の規定により次のとおり少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則(昭和60年国家公安委員会規則第2号)第2条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成21年4月10日

秋田県公安委員会委員長 柴田 寛彦

氏名	連絡先	活動区域
佐藤 博明	鹿角市花輪字向畑100番地 鹿角警察署生活安全課 0186-23-3321	鹿角警察署の管轄区域
石木田 誠一	鹿角警察署生活安全課 0186-42-4111	大館警察署の管轄区域
柳田 亮子		
鈴木 國雄	大館市根下戸新町1番70号 大館警察署生活安全課 0186-42-4111	大館警察署の管轄区域
藤田 金光		
石山 元一		
小林 勝治郎		

武 茂 純 子			
月 居 八重子			
日 景 陽 司			
船 山 捷 治	能代市日吉町1番23号	能代警察署の管轄区域	
柳 谷 永 逸	能代警察署生活安全課		
落 合 和 子	0185-52-4311		
塚 本 正			
大 友 英 治			
楠 清 孝			
小 玉 正 富	男鹿市船川港船川字新浜町1番地4	男鹿警察署の管轄区域	
天 野 康 誠	男鹿警察署生活安全課		
板 橋 信 男	0185-23-2233		
渡 邊 清 明	秋田市上崎港西三丁目1番8号	秋田臨港警察署の管轄区域	
渡 部 和 雄	秋田臨港警察署生活安全課		
関 口 覺	018-845-0141		
吹 谷 修			
藤 井 俊 弥			
筒 井 達 也			
宇佐美 正 悦	秋田市千秋明徳町1番9号	秋田中央警察署の管轄区域	
森 洋	秋田中央警察署生		
金 子 真 悟	活安全課		
富 川 有 策	018-835-1111		
布 施 悦 子			
村 上 建 一			
湊 久美子			
赤 井 保 廣			
堀 川 芳 朗			
佐 藤 宗 春			
相 場 好			
杉 山 吉 則			
佐 藤 克 巳			
三 浦 修 一	秋田市上北手百崎字内山60番地2	秋田東警察署の管轄区域	
玉 山 秀 子	秋田東警察署生活安全課		
渡 辺 英 司	018-825-5110		
山 田 進	由利本荘市中町27番地	由利本荘警察署の管轄区域	
今 野 徳 明	由利本荘警察署生活安全課		
佐久間 朝 子	0184-23-4111		
田 口 吉 美			
有 明 謙	大仙市大曲日の出町一丁目1番30号	大仙警察署の管轄区域	
佐 藤 久	大仙警察署生活安		
沓 沢 孝 志	全課		
下 田 恒 介	0187-63-3355		
三 浦 道 雄			
後 藤 有 廣			
伊 藤 孝 助	横手市安田字越廻71番地	横手警察署の管轄区域	
鶴 田 徹 二	横手警察署生活安全課		
菅 原 多一郎	0182-32-2250		
土 屋 紀 生			
阿 部 和 夫	湯沢市千石町一丁目3番5号	湯沢警察署の管轄区域	
桐 谷 一 利	湯沢警察署生活安全課		
長 雄 潤 二	0183-73-2127		
八 柳 芳 夫			

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
松原繁雄